ニ訴ヘルコト

右決議ス

(二) 賀川豊彦調停案

一、承認スヘキ労働団体

會社ハ合理的方法ヲ用ヒ暴力ト脅迫ニヨラス立法的精神ヲ旨トスル労働組合ヲ承認ス

二、承認スヘキ團体

1、藤永田造船所内ニ於ケル百名以上ノ労働組合ヲ認メ各個々ニ交渉セスシテ組合ト交渉ス

2、藤永田造船所内ニ二個以上ノ労働組合アル場合ハ各組別ニ交渉スルコト

3、藤永田造船所内ニ労働組合ニ加入セサルモノアル場合ニハ各個人ニ交渉スルコト

三、交渉ノ内容ノ範囲

1、一般賃銀ノ高下

2、労働時間ノ長短

3、工場ノ設備

4、解雇事項ニ関スルコト

四、交渉ノ方法

1、交渉委員若干名ヲ労働組合ニ於テ選出シ会社側ト交渉ス

2、藤永田造船所内ノ各部ニ於テ交渉条件ノ趣ヲ異ニスル場合各部ニ労働組合ノ交渉委員ヲ設クルコト

3、一ケ年若干回会社側ト労働組合側ハ互ニ会議相談シ決定スル為メニ交渉会ヲ開クコト